

事務連絡  
令和7年3月24日

港区定期予防接種

実施医療機関 各位

みなと保健所保健予防課長事務取扱 笠松 恒司

## 令和7年度 港区定期予防接種事業の注意点について(依頼)

平素から港区保健衛生行政への御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年度の事業実施にあたり、新たな変更点等をお知らせしますので、下記のとおりご承知おきのうえ、お取り扱いくださいますよう、お願ひ申し上げます。

記

### ◆帯状疱疹ワクチンの定期予防接種開始

詳細は別冊「港区帯状疱疹ワクチン定期・任意接種一部助成事業実施の手引き」をご参照ください(任意接種の費用一部助成制度についても併せて記載されておりますので、必ずご確認ください)。

### ◆五種混合ワクチンへの完全移行

四種混合ワクチンの販売が終了となり、今後は五種混合ワクチンへ完全移行となります。販売終了により、四種混合ワクチンを用いて接種完了できない方への対応については以下のようになりますので、ご確認ください。

・四種混合ワクチンと Hib ワクチンの接種回数が同じ場合

→五種混合ワクチンを接種

・四種混合ワクチンと Hib ワクチンの接種回数が異なる場合

→四種混合ワクチンの回数に合わせて Hib ワクチンを接種し、残りの回数については五種混合ワクチンを接種

・上記によることができない場合(四種混合ワクチン一回のみ残っている場合など)

→三種混合ワクチンと急性灰白髄炎(ポリオ)を同時接種(一例)

不明の場合はお問い合わせください。

※いずれも予診票を発行しますので、保健所に連絡するよう保護者にお伝えください。

### ◆HPVワクチンキャッチアップ接種の期間延長(経過措置)

延長期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日(キャッチアップ接種期間終了後1年間)

対象者:令和4年4月1日～令和7年3月31日の期間に HPV ワクチンを1回以上接種した平成9年(1997年)4月2日～平成21年(2009年)4月1日生まれの女性

※ 経過措置により HPV ワクチン接種をする際は、1回目又は2回目の接種歴がキャッチアップ期間内であることを必ずご確認ください。

【裏面あり】

## ◆MRワクチンの接種期間延長

令和6年度末のMRワクチンの供給不足及び駆け込み需要などによる接種体制確保の困難などの理由により、MRワクチンの接種期間を延長します。

延長期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)

対象者：

第1期	令和6年3月31日までに生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかつたと区長が認める者
第2期	令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であつてMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかつたと区長が認める者
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であつて、令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であり、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかつたと区長が認める者 (注) 令和7年4月1日以降、抗体検査を実施した方は対象外。

※第5期については詳細が決まり次第、実施医療機関宛お知らせします。

## 医療機関様へお願い(全予防接種共通)

- ① ワクチンの接種に当たっては、被接種者・保護者に予防ワクチンの有効性・安全性に関する十分な情報提供・コミュニケーションをはかった上で実施してください。
- ② 接種日が予診票記載の有効期限内であることを必ず確認してください。
- ③ ワクチンごとに接種間隔が決められています。母子健康手帳(親子手帳)、クリニックのカルテ等をご確認の上で実施していただきますようお願いします。  
※接種間隔については、定期接種実施要領、定期の予防接種における対象者及び接種間隔の解釈について等でご確認ください。
- ④ 接種間隔等の間違いに気づいた場合は、必ず、みなと保健所までご連絡ください。この場合、任意予防接種扱いとなり、予防接種委託料はお支払いできない場合があります。
- ⑤ 予診票中、使用ワクチンのLot No.欄は手書きではなく、必ずロットシールを貼ってください。使用期限の確認及びロットNo.の記録入力に必要なため、ご協力ください。